

岬町定住促進対策民間賃貸住宅家賃補助金交付要綱

制定:令和8年4月1日

(総則)

第1条 岬町定住促進対策民間賃貸住宅家賃補助金(以下「補助金」という。)の交付については、予算の範囲内において交付するものとし、岬町補助金等交付規則(平成5年岬町規則第10号)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助の目的)

第2条 この補助金は、少子高齢化が進展し、人口減少が続く本町において、町内の民間賃貸住宅に居住する者に対し、その家賃の一部を交付することにより、若年夫婦、子育て世帯の転入を誘引することで定住人口の増加を実現し、地域の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 夫婦 戸籍法(昭和22年法律第224号)による婚姻の届出をしている男女をいう。
- (2) 若年夫婦世帯 補助申請の日(以下「申請日」という。)において、婚姻の届出から3年以内であり、かつ、夫婦のいずれかが満40歳未満である世帯をいう。
- (3) 子育て世帯 申請日において、申請者本人又は配偶者が義務教育終了前の者を扶養し、かつ、同居している世帯をいう。
- (4) 年間所得 所得税法(昭和40年法律第33号)第28条の適用を受ける給与所得を有する場合は、当該給与所得額、給与所得以外の所得を有する場合は所得税法第2編第2章第1節から第3節までの例に準じて算出した所得額、または両方を有する場合はその合計額をいう。ただし、申請日において、失業、休職その他の事業により無収入である者については0円とする。
- (5) 世帯所得 世帯全員の年間所得を合計した額をいう。
- (6) 民間賃貸住宅 建物の所有者との間で賃貸借契約を締結して自己の居住用に供する本町の区域内に存する住宅をいう。ただし、次に掲げるものを除く。
 - ア 町営住宅、府営住宅その他公的賃貸住宅
 - イ 社宅、寮その他給与住宅

ウ 2親等内の親族が所有する住宅

エ アからウまでのほか、町長がこの補助事業の趣旨に合わないとする住宅

(7) 家賃 賃貸借契約に定められた賃借料の月額（共益費及び駐車場使用料等、住宅の賃借料と認められないものを除く。）をいう。

(8) 実質家賃 家賃から勤務先の住宅手当等の月額を差し引いた額をいう。

(9) 入居 住宅に居住し、かつ、その住宅を住所地として住民基本台帳に登録されていることをいう。

(補助対象世帯)

第4条 補助金の交付の対象となる世帯（以下「補助対象世帯」という。）は、令和8年1月1日から令和9年3月31日までに民間賃貸住宅に入居した若年夫婦世帯又は子育て世帯のうち、次の各号のすべてに該当する世帯とする。

(1) 町外から転入して民間賃貸住宅に入居したこと（本町の住民基本台帳に登録されてから3か月未満であり、かつ、その前日から起算して過去3年以上連続して他の市区町村の住民基本台帳に登録されていた者をいう。）。ただし、婚姻を契機として町内から転居する場合は、この号の要件を満たすものとする。

(2) 夫婦のいずれかが過去にこの要綱に基づく補助金を受けたことがないこと。

(3) 補助対象世帯の合計所得金額が600万円以下であること。

(4) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の適用又は他の公的制度による家賃補助を受けていないこと。

(5) 世帯の全員に本町が賦課する町税及び町税外収入金の滞納がないこと。

(6) 世帯の全員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同法第2条第6号に規定する暴力団員若しくは岬町暴力団等の排除に関する条例（平成24年岬町条例第18号）第2条第3号に規定する暴力団密接関係者でないこと。

(補助対象住宅)

第5条 補助金の交付の対象となる民間賃貸住宅（以下「補助対象住宅」という。）は、次の各号のすべてに該当するものとする。

(1) 申請者又はその配偶者が賃貸借契約を締結していること。

(2) 1戸当たりの床面積（共同住宅にあつては共用部分の面積を除く。）が次の要件を満たしていること。

ア 戸建住宅においては50平方メートル以上で台所、トイレがあること。

イ 共同住宅においては40平方メートル以上で台所、トイレがあること。

(3) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第7条第5項の検査済証（以下「検査済証」という。）の交付を受けていること。または、現行の耐震基準及び一定の品質が確認された以下のいずれかに該当すること。

① 既存住宅性能表示制度を利用した住宅（耐震等級1以上のものに限る。）

② 建設後10年以内であって、住宅瑕疵担保責任保険（人の居住の用に供したことの無い住宅を目的とする住宅瑕疵担保責任任意保険を含む。）に加入している住宅又は建設住宅性能表示を利用している住宅

(4) 実質家賃が3万円以上であること。

(補助金の額及び交付期間)

第6条 補助金の交付額は、実質家賃の2分の1（1,000円未満の端数がある場合は、切り捨てる。）とし、月額1万円を限度とする。

2 補助金の交付期間は、補助開始日の属する月から24か月を限度とする。

(補助金の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、民間賃貸住宅に入居の日から90日以内に岬町定住促進対策民間賃貸住宅家賃補助申請書（様式第1号）に、次の書類を添えて町長に提出しなければならない。

(1) 同意書（様式第2号）

(2) 誓約書（様式第3号）

(3) 世帯全員の住民税所得証明書又は非課税証明書（申請日において最新の内容のもの。ただし、義務教育修了以前の者については、不要とする。）

(4) 賃貸借契約書の写し

(5) 第5条第2号から第4号までに該当することが確認できる書類の写し

(6) 住宅手当等の内容が確認できる書類（住宅手当の額、会社名等が確認できる内容のもの）

(7) その他町長が必要と認める書類

2 補助金の申請は、1世帯1件とする。

(補助金の決定)

第8条 町長は、前条第1項に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、岬町定住促進対策民間賃貸住宅家賃補助交付決定通知書（様式第4号）によ

り申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の規定による審査の結果、適当でないと認めるときは、岬町定住促進対策民間賃貸住宅家賃補助不交付決定通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第9条 前条第1項の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、次の各号に定める期間までに岬町定住促進対策民間賃貸住宅家賃補助金請求書（様式第6号）

（以下「請求書」という。）を町長に請求しなければならない。

- （1）4月分から9月分までの補助金 10月末日まで
- （2）10月分から3月分までの補助金 4月末日まで
- （3）前2号の規定にかかわらず賃貸借契約が終了したとき 終了日の属する月の翌月末まで

2 前項の請求書には、次に掲げる書類を添えるものとする。

- （1）岬町定住促進対策民間賃貸住宅家賃補助実施報告書（様式第7号）
- （2）その他町長が必要と認める書類

（補助金額の確定）

第10条 町長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに交付決定者に補助金を支払うものとする。

（更新の手続き）

第11条 交付決定者は、第8条第1項の規定による通知を受けた年度の翌年度以後、毎年4月15日から5月15日までの期間に、岬町定住促進対策民間賃貸住宅家賃補助更新書（様式第8号）に次に掲げる書類を添えて、更新の申込みを行わなければならない。

- （1）同意書
- （2）世帯全員の住民税所得証明書又は非課税証明書（更新の申込日において最新の内容のもの。ただし、義務教育修了以前の者については不要とする。）
- （3）賃貸借契約書の写し（契約の内容に変更がある場合に限る。）
- （4）住宅手当等の内容が確認できる書類（申請時の内容に変更がある場合に限る。）
- （5）その他町長が必要と認める書類

2 町長は、前項の更新の申込みがあったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、岬町定住促進対策民間賃貸住宅家賃補助更新通知書（様式第9号）により交付決定者に通知するものとする。

(資格の喪失)

第12条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助を受ける資格を喪失し、当該資格喪失日の属する翌月以降の補助金を交付しないものとする。

- (1) 交付決定者の属する世帯の全員が、補助対象住宅以外の住宅の住所地において住民基本台帳に登録したとき。
- (2) 若年夫婦世帯として交付決定を受けた世帯において、第3条夫婦が離婚し、又は夫婦のいずれかが死亡したとき。
- (3) 子育て世帯として交付決定を受けた世帯において、義務教育終了前の者と同居しなくなったとき、又は対象となる子どもが義務教育を修了したとき。
- (4) 第4条第3号から第5号に該当しなくなったとき。
- (5) 前条第1項の更新の申込みにおいて、同項に規定する期日までに必要書類の提出がなかったとき、又は提出した内容が適当と認められなかったとき。
- (6) その他虚偽の事実が判明したとき。

2 町長は、前項の規定により資格を喪失したときは、第8条第1項又は第11条第2項の規定による通知を取り消すものとし、岬町定住促進対策民間賃貸住宅家賃補助取消通知書（様式第10号）により交付決定者に通知するものとする。

(交付決定者の報告義務)

第13条 交付決定者は、提出書類の記載内容に異動等があったときは、岬町定住促進対策民間賃貸住宅家賃補助異動等届出書（様式第11号）に異動等の内容が確認できる書類を添えて、町長に速やかに報告しなければならない。ただし、次の各号に定める事項については、この限りではない。

- (1) 子どもの出生による世帯構成の変更
- (2) 世帯員の年齢の変動
- (3) 共益費、駐車場使用料等、直接住宅の賃借料と認められない費用の変動

2 町長は、前項の規定による報告があったとき、又は申請内容に変更があったことを知ったときは、岬町定住促進対策民間賃貸住宅家賃補助変更通知書（様式第12号）により交付決定者に通知するものとする。

3 交付決定者は、前条第2項の規定による通知を受けたとき、又はその他の事由により家賃補助が終了したときは、当該最終月分までの補助金の交付請求と同時に、岬町定住促進対策民間賃貸住宅家賃補助終了届出書（様式第13号）を町長に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第14条 町長は、交付決定者が偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたと認めるときは、その全部又は一部を取り消すことができる。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、交付決定者に対し、直ちにその返還を命ずるものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

(要綱の失効等)

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、次に掲げる補助金に関する規定については、同日以降もなおその効力を有する。

(1) 申請期限内に、この要綱の規定によりなされた補助金の手続き。

(2) この要綱の失効後において補助金の返還等の必要が生じた場合の手続き。